

証 人 調 書

(この調書は、第11回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成30年(行ウ)第33号
期 日	令和3年3月5日 午前10時30分
氏 名	■■■■■
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

被告代理人尾崎

乙第26号証（陳述書）を示す

この陳述書は、あなたが内容を確認して押印したものでですか。

はい、そうです。

この内容は、あなたの記憶のとおりに書かれていますか。

はい、そのとおりです。

あなたは、平成29年度において、原告の勤務していた■■■小学校の校長でしたか。

はい、校長でした。

以下、本件で問題とされている平成29年9月から平成30年7月までの期間についてお聞きします。あなたは、原告に対して、文書または口頭で時間外勤務を命じたことはありましたか。

ございません。

あなたは、原告以外の教職員に対しては、文書または口頭で時間外勤務を命じたということはありましたか。

ございません。

この間、原告がその自由意思が強く拘束されるような形態で時間外勤務をしたということはありましたか。

確認が取れませんが、しておりません。

それでいいですか。もう一回聞きましょうか。

お願いします。緊張しています。

原告がこの平成29年9月から平成30年7月までのことを聞いていますけれども、その自由意思が強く拘束されるような形態で時間外勤務をしたという事実はあったでしょうか。

なかったと思います。

原告代理人若生

あなたの陳述書、先ほど示していただきましたので、その陳述書の内容に関してちょっとお伺いしたいと思います。まず、あなたは全校朝会、朝8時半から開かれていると思いますが、このときに8時25分に児童と教職員の全員が体育館に集まるように指示をしたことはない、そのように述べておられますね。

はい。

あなたは、職員会議で配付された資料で、5分前に整列できていることが望ましいとか、そういったことが記載されていた、そういったものを配付されたと、そういう御記憶はないですか。

はい、記憶ございません。

記憶にないということでもいいですか。

はい。

それから、教室から体育館への移動の際にはこれは児童が勝手に移動するわけではなくて、担任教員が引率をするということは間違いはないですか。

はい。常にではありませんけれども、子供らの安全を考えて、配慮しながらということはありません。

基本的には引率することになっていたということはいいですね。

引率することになっていたというよりも、子供たちが自分たちで行動できるように指導してもらうようにはお願いしたと思います。

移動の際には無言で移動すること、これについても指導するということは担任の役割でしたね。

望ましいということをお願いしました。

仮にその指導が必要だとして、朝会の開始を8時30分とされているんですが、担任教員である原告、8時30分の勤務開始では間に合わないということとは理解できますか。

はい、理解できます。

そのことについて、何か問題だとはお考えになったことはないですか。

はい。

特にあまり深く考えたことはなかったですか。

はい。深くは考えていませんでした。

それから、授業中のことなんですが、あなたの陳述書によると、児童にテストを行わせている間にドリルの丸つけの事務作業は行うことは可能だと述べられていますけど、それは可能ということによろしいんですか。

はい。

要するにドリルの丸つけ等の事務作業を教員が行ってもいいと、むしろ望ましいと、そういうことによろしいんですか。

できると思います。

それは、児童の観察だとか、そういったことよりも優先されるべきとお考えですか。

.....

分からないなら分からないで結構です。

児童の体調等については、当然配慮する必要があると思いますが、監督という意味ではそれほど重要視はしませんし、先生方が丸つけをしていたのも事実だと思います。

それから、給食指導あるいは清掃指導、そういったものがあつたかと思えますけれども、給食指導のやり方については、これは細かく配膳だとか、片づけのやり方が指定されていたということはそのとおりで間違いないですか。

職員会議で提案されておりました。

あなたもそのことは認識されていますね。

はい。

例えば児童がそのとおりにできていないという場合に、これは担任教員としてチェックすべきことではないですか。

チェックというよりも、一番は安全ですので、その安全配慮をするように子供の様子を見ることは必要だと思います。

その安全についてですけれども、除去食対応、これが必要な児童というのは、原告の担当にもいらっしゃいましたね。アレルギー対応です。

正確に記憶はございません。

じゃ、アレルギー対応が必要な児童がいた場合、クラスにおいて除去食、そういう担当について確認をすると、これは担任教員の役割ですね。

担任だけではありません。

担任だけではなくても担任としても確認しないといけないですね。

担任としても注意してもらっています。

当然配膳がされるのはクラス内ですので、クラス内のことは担任がやることになりますよね。

配膳自体が配るということだけでしたら、そのクラスで行いますけれども、実際に除去食じゃないものが入っていないかどうかのチェックは、管理職が回ってチェックをしていました。子供の机のところに給食が配られた際にその給食が除去食になっているかどうかは、担任以外にも管理職も確認をしています。

仮にその確認が足りていなくて重大な事故が起こってしまったという場合に、それは担任として責任というのは問われませんか。

すみません。仮にという言い方がよく分かりません。学校で起こった事故については、責任は校長が取るものだと思っています。

ただ、きちんと児童の安全を考えたら、担任としてもきちんとそういった対応がされているかどうか確認すると、それは当然望ましいことではありますね。

より複数の目で見るとは、当然必要だと思います。

それから、教員の休憩時間、これを設定していたのは、校長であるあなた御

自身でよろしいですか。

はい。

あなたは、学校長として教員の休憩時間を確保すること、これに努めていたと思われませんか。

努めていました。

それでは、昼休みの休憩時間のことですけれども、原告の休憩時間中、昼休み中のこの時間中に特別活動などの行事が入ることはありませんでしたか。

ありました。

実際に昼休み中に行事を入れると、そういったことを教員から提案されたときにあなたとして何か対応したことはありますか。

そうですね。

ないですか。

それだけではないですけれども、なるべく早く帰れるときについては調整を取って帰ってもらうようにはお願いしていました。

早く帰れるときというのは、具体的に時間や日にちを指定したことはありませんでしたか。

土曜参観でありますとか、行事が早く終わって早めに帰れるときでありますとか、あとは夏休み中とかというときにまとめて調整を取ってくれるようにはお願いをしました。

そういったタイミングがあれば取ってくださいということだけ伝えていたということですね。

はい。

例えば行事で休憩が取れなかったその日に別に休憩時間を与えるとか、そういったことはしていませんね。

そういうふうに言ったときもあります。

それから、職員会議について伺いますけれども、年度当初の職員会議で学年

主任，生徒指導主任，学級担任あるいは各部の主任，こういったことを決められると思いますけれども，これを決定するのは，校長であるあなたということでもよろしいんですか。

最終的にはそうです。

これについては，その年度当初で行われる職員会議で周知されるということでもよろしいですか。

はい。

それから，各種の特別委員会，これどのような委員会を設けるかとか，その辺りについてもあなたが校長として決めて職員会議で周知すると，そういうことでもよろしいですか。

はい，運営委員会等に提案をされて，それを元にして職員会議のほうに提案いたします。

この職員会議というものは，校長の職務の円滑な執行を補助する機関と法律上されているんですけども，そういう認識でもよろしいですか。

はい。

そのときに校務運営に関する意思決定というのは，校長であるあなたが行うということで，それもよろしいですか。

教職員の総意を重視しながら，最終的な責任を持って校長が判断いたします。

職員会議で提出される資料というのは，あなたは目を通していましたか。

もちろんその前にも運営委員会もございますし。

事前に全て目を通していたということでもよろしいですか。

はい。

内容は，当然把握されておりましたね。

そうです。

そうすると，職員会議で提案された仕事というのは，当然あなたも御認識さ

れていたと思うんですが、その中に教員が従わなくてもいいと、そのような仕事は存在しましたか。

もちろんお願いするものもありますので、従わなくてもいいものも当然ありました。

それは、従わなくてもいいとあなたは伝えたんですか。

いや、従わなくていいというふうには話はしません。できればお願いしますという形でお願いしています。

お願いしますというのは、従ってほしいと、あなたとしてはそういう意思があるということによろしいですか。

そうしてほしいという気持ちはあります。

そうすると、職員会議を経て通過したそういった仕事というのは、あなた御自身は承認していたと、教員にもやってほしいと思っていた、そういった仕事という理解でよろしいのでしょうか。

はい。

それから、登校指導というものがありますが、これも職員会議で提案されて通過している仕事ですが、あなたとしては児童の安全のために登校指導というのはやるべきだろうと、そういうふうにお考えだったということによろしいんですか。

■ 小学校の特質がございました。登校するところの通学路が大変に交通が多くて、子供たちの安全がすごく心配だったことは事実です。先生方にももちろんお願いをしましたけれども、子供の安全を守るために地域の方にもお願いをしたのは事実です。

当然児童の安全を考えて・・・。

そのとおりです。

登校指導をやったほうがいいから、そのように・・・。

お願いしました。



お願いしたということですね。

はい。

この登校指導の実施方法や担当者については、職員会議で提案されて決定したということによろしいですか。

提案をされました。決定というよりも提案をして、そこに学年で入ってくださいというふうにお願いをした次第です。

その上であなたが承認したと、そういうことですか。

はい、お願いをしました。

そうすると、少なくとも勤務時間外に教員が登校指導という業務に携わるということについて、あなたは承認されていたということですね。

お願いをしていました。

勤務時間の割り振り変更という話を陳述書でも書かれていますけれども、これについては、具体的にはどのような指示を出していたんですか。

資料というよりも、実際に職員会議等が延びた場合についてはその時間を調整取ってくださいとお願いをして、先ほども申しましたように早く帰れるときにふだんから先生方の時間調整をそこで取ってくださいとお願いをしていました。

それは、何か記録だとか、資料として残してはいないんですか。

はい。私個人としては残していません。

学校の記録としても特段あなたの指示を残したということはないということですね。

私自身が残していません。

それから、あなたの陳述書において、原告が挙げている様々な業務の多くについて、このように述べられています。原告に直接命じてはいないが、教員としての本来的な業務であり、全てのあるいは多くの教員が行っていたと。例えば教室の整理整頓だったり、掲示物の掲示だったり、ドリル、プリント

の丸つけだったり、そういった業務について、このように述べられています。それはよろしいですか。

はい。

原告が勤務時間外の時間帯も含めてこういった教員としての本来的業務というものに従事していたこと自体は、あなたは御認識されていますか。

いつやっていたかということについては定かではありません。

こういったあなたが本来的業務と言っている仕事を原告がやっていたこと自体は、特に否定するものではないということですか。

やっていただきました。

本来的業務であって、全てのあるいは多くの教員が行っていたと、そういう業務ということは、あなたとしては原告もやるべき業務であったと、そういうように認識されているということによろしいですか。

今言っていらっしゃる本来的業務というものをどこまで含んでいるかちょっとよく分かんないんですが、このことはというふうに具体的に言っただけだと答えやすいんですけども。

あなたが本来的業務と使っているのも、そのように聞いているんですが、やらなくてもいい業務というのはあるんですか。

それがどれを指すのか、申し訳ありません、分かりません。

特段思い浮かばないということですね。

はい。

次に、それ以外の業務について、あなたは原告を含む各教員に命じたということで述べている業務もあります。具体的には朝自習だとか、出席簿の整理だとか、通知表の作成だとか、そういった業務についてなんですけれども、この命じたというのは、あなたは何をもって命じたと言っておられるんでしょうか。

出席簿でありますとか、健康診断簿、それから指導要録等の法で記録

が決められているものについては命じています。

命じているというのは、口頭で命じたということですか。

つけるように話をしています。

それ以外に命じたという具体的な行為として、あなたは何かありますか。

職員会議でこういうことをやってくださいという形での提案があり、  
職員会議等で内容についてはお願いをしています。

そうすると、あなたが口頭であるいは文書でやってくださいと伝えたか、職員会議を通過したか、大体そのどちらかということでしょうか。

はい、そうです。

あなたは、原告がこういったいろいろな業務についていつどのようなことをどれくらいの時間をかけてやっているかということについて、何か把握されていましたか。

正確に把握はしておりません。

では、勤務時間外に原告がどのような仕事をしているのかということについて何か確認されたり、見たり、そういったことはありますか。

もちろん放課後等に教室を回って原告が仕事をされている姿を見た覚えはありますが、それがいつでどのくらいの時間だったかについては記憶にございません。

そうすると、何をやっているかとか、どうして勤務時間外に残っているのかとか、そういったことをあなたが確認されたことはないんですね。

なるべく早く帰ってくださいというふうにお話をしたかとは思いますが、

例えばその日までに終わらせなければいけない業務があったとして、勤務時間内にそれが終わらなかったという場合に、あなたは教員にはその仕事をその日までに勤務時間外になっても続けてほしいと、そのようには思いませんか。

いや、そうは思いません。

そうすると、もう仕事は終わっていなくても帰っていいと、そのようにあなたは指示されるわけですか。

指示というよりも、仕事がこなせるように仕事を割り振ってほしいと思います。

それについて、あなたは具体的に何か提案されたりしたことはありますか。

具体的な提案はなかったと思います。

それから、通知表の作成という仕事がありますね。

はい。

教員にとってはそれなりの時間を要する仕事だというのは御理解いただけると思うんですが、これも勤務時間内で終わらせられる仕事だとあなたとしては思っていますか。

時間をかけて行うこともできる仕事です。

勤務時間内に終わらせることもできるという理解ということですか。

はい。

それから、例えば提出物の点検、添削だったり、テストの採点だったり、行事の準備だったり、いろいろな仕事には期限があるということは分かりますね。

はい、分かります。

そうすると、割り振りといっても限界があって、やれるときにやればいいと、そういう性質のものではないと、そういった仕事があることは御理解できますね。

すみません。もう一回お願いします。

期限がある仕事に関しては、これはやれるときに後でやればいいと、そういうものではないですね。

期限がありますから、当然そういうものではないと思います。

そうすると、それをやるために時間外労働が発生するというのも当然ある  
んではないですか。

それをやるために提案からそれまでの間に仕事を御自分なりに割り振  
ってほしいと思います。

それから、あなたが法律上教員にはいわゆる超勤4項目と言われる業務以外  
の業務について8時間を超えるいわゆる時間外労働、これをさせてはいけな  
いと、そのようになっていることは御認識されていましたか。

法的なことについては、専門ではございませんので・・・。

あまり意識されたことはなかったですか。

詳しくはお答えできません。

ただ、時間外労働をさせてはいけなくなっている以上は、勤務時間内に処  
理可能な業務しか与えてはいけないと、それは理解できますか。

はい。

あなたが勤務時間外に業務を行う命令を出したことはないということですが  
れども、実際に勤務時間が原告について8時半から17時までで守られてい  
たと、そう認識されていますか。

もう一度お願いします。

原告は、実際に8時半から17時までという勤務時間を守って働いていた  
と、そのように認識されていますか。

その時間に来てその時間に帰るということでしょうか。

じゃ、質問を変えます。勤務時間外にも学校で仕事をしていたということは  
認識されていますか。

学校にいらっしゃったのは知っています。

どのような仕事にどれくらい従事していたかは、あなたは把握していないと  
いうことですね。

すみません。把握しておりません。

それなのに原告が勤務時間内にその業務を処理することが可能だったのかどうか、あなたには判断できるんですか。

お願いをしていたと思います。

原告に限らず、全国で教員の長時間労働ということが問題になっていますけれども、これはどうしてこういったことが問題になっているんだとあなたとしては思われますか。

私個人の意見でよろしいのでしょうか。

校長としての立場で。

すみません。ちょっと答えるのに窮しています。

じゃ、あなた御自身のお考えでいいですよ。

教育に求められるものが物すごく多くなっているなという気はします。いろんな事件が起こっても、それを教育でカバーしようというふうな風潮があることは私自身も感じています。現場にそういう意味で、いろんな形の負担が下りてくるんだらうなというふうには感じておりました。以上です。

実際に原告含めて、教員は1日8時間以上働かざるを得ないと、そういう状況になっていると、現場としてはそういう状況だということをおっしゃりたいということですか。

ちょっと意味が違うような気がします。

あなたは、あまり勤務時間に関しては意識されてこなかったということですが、教員の勤務時間に関して、労働基準法が1日8時間までと定めていると、これを守られていると、あなたは学校の労務管理者だったと思いますけれども、そのようなことがあなたとして言えると思いますか。

力不足だったことは否めないと思います。

裁判官牧野

先ほど陳述書の内容について、原告側の代理人から確認されていたことにつ

いて質問をします。陳述書の中で、幾つかあなたのほうから原告のほうに命じたというふうな業務があるというふうな記載について、命じたというのはどういう意味ですかという質問に対して、法律で定められているものについては命じましたというふうなお答えをされていましたね。

はい。

陳述書を見ると、例えば朝自習とか、ウィンバードの記載、こういったものについても命じたと書かれているんですけども、ちょっと確認させていただきたいんですけど、まずウィンバードというのは、これはどういうものですか。

校務用のソフトでして、いろんなことができるんですけども、少なくとも児童の管理をするのに名前があり、いろんなデータをそこに蓄積することができるものです。

そういう情報を共有できるソフト、プログラムみたいなものですか。

そのとおりです。

朝自習とか、そういうウィンバードというプログラムへの記入というのは、これは法律上教師に必ず求められているものではないですよ。

はい、もちろんそうです。

じゃ、こういう法律上必ず教師に求められているものではないものについて原告に命じたというのは、これはどういう方法によって命じたんですか。

職員会議または私のほうから記入をお願いしますとお願いしました。

朝自習については職員会議を通りました。ウィンバードについても提案があり、それを私の口頭からやってくださいということで、曜日も指定して、このときにやったらどうでしょうかというふうに提案をいたしました。

基本的に職員会議で提案をしたりというふうなことなんですか。

そうですね。

陳述書で命じたというふうになっている朝自習とか、ウィンバードの記載とかというのの職員会議における提案というのと、さっきお願いしただけですというふうに言っていた朝の登校指導とかですかね、その提案とお願いというのは、何が違うんですか。

子供にとって必要であると感じているもの、特に学校の中で、ウィンバードの場合は先生方の共通理解なんですけれども、仕事を持っているものについては命じています。ただ、先ほどの登校指導のように子供たちの安全に関わってどうしてもお願いしなくちゃいけない内容というのは、命じるというのはやっぱり時間的にも勤務時間前ですので、お願いします。

つまりさっき登校指導のことをお願いと言ったのは、要は勤務時間の前だから、命じられないから、職員会議で提案したのはお願いだというあなたの中の理解で、ウィンバードとかというのは、要は教師との間でもこれは子供の教育のために必要なものだという共通の理解が得られるから、命じるという表現を使っていると、そんな感じの理解でいいんですか。

はい。

別のことを聞きます。あなたが■小学校で校長としていらっしゃったときの話なんですけど、大体朝何時ぐらいに来て、仕事終わりは何時ぐらいに帰られていましたか。

7時半から7時40分ぐらいに登校し、帰りも7時ぐらいだったと思います。

帰りが大体7時ぐらいだったとおっしゃるんですけども、そのときってほかの先生というのは、在校されている先生っていらっしゃるんですか。

何人がいらっしゃったと思います。

ということは、先生の中にはあなたが帰るような夜7時ぐらいの時間にまで、これを勤務時間と言うかどうかは別として、学校に残っていらっしゃる



先生はいらっしゃったわけですね。

いらっしゃった。

それに対して、先ほどの証言だと、あなたはなるべく早く帰ってくださいというふうに声がけをするというふうなことはされていたというふうなお話だったんですけど、ほかに何か先生の在校時間を減らすためにあなたが校長として工夫したとか、取り組んだことというのは何かあるんですか。

やっぱり先生方の負担を減らすような努力はしたつもりです。どうしても学校というのは、前年度踏襲というものが多いんですけれども、なくせるものについてはなくしていきましてし、例えば提出書類についても少なくしていくように努力をしました。もちろん外からのお願いも来ていますけれども、その中でも取捨選択をさせていただくことによって、少し仕事の軽減化をとら思いますし、努力はしました。

ちょっと重なっちゃう質問かもしれないんですけども、要はいわゆる勤務時間外の作業を減らすためにはまず先ほどあなたの話だと、教師側が自分なりに仕事を割り振って期限までに間に合うようにやってほしいというふうな話でしたね。逆に校長とか、要はあるいはもっと上のレベルとかでこういった教員の在校時間を減らすというためにはあなたとしてはどういうことが必要だとお考えになりますか。

今現在は、やっぱり先生方が勤務実態というか、何時に学校に来て何時に帰るのか、それこそタイムカードじゃないんですけども、そういうものできちんと管理することが必要だったと思います。あとは、やっぱり仕事内容、どうしても教員の仕事だけではないでしょうけれども、一生懸命やろうとするとどんどん、どんどんその幅を自分で広げちゃうんです。その辺をやっぱりここまでにしようと思切ることでもすごく必要だと思うんですけども、そのアドバイスをもっとすればよかったなというふうに思っています。

## 裁判長

今のお話伺っていると、時間の管理は結局教師それぞれに任されていて、個人の工夫によって効率よく業務をしてくださいよというのが基本的なスタンスのようですけども、ただ、一方で先ほどお話のあった教育に求められていることが非常に多くなってきて現場に負荷がかかっているという御認識だと。新たな事象が起こるたびに新たな仕事ができるわけですよね。一方で、先ほどお話になったように前例踏襲型の仕事だから、どんどん積み重なっていったそれが広がっていくと。そうすると、何かどこかで大きくなたを入れて整理をしなければいけない、これは教師個人個人に求めるのではなくて、学校という組織の中で事務の整理とかなんかをしなければいけないような状況なのかなというふうに思うんですけれども、さっきのお話だと、なるべく事務を減らすような、負担を減らすようにはされていましてとおっしゃるけれども、それは個別のやつで要らないやつはやらなくていいよというふうにおっしゃったという話ですか。そういう大きな枠組みということで、学校としての施策って、そういった業務整理みたいなことをやったことはおありになるんでしょうか。

気持ちの上ではありましたけども、私の在任中について、それが断行できなかったと思います。

以 上